

(仮称) 小平市こども計画策定の基本方針について

1 計画策定の背景

国は、令和5年4月にこども基本法を施行し、これに基づき、従前の「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化された。また、市町村はこども大綱を勘案してこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされた。

小平市ではこれまで、「小平市子ども・若者計画」に基づきこども・若者施策を推進してきたが、こども基本法が策定され、こども施策全体として統一的・総合的に、市民にとって一層わかりやすいものにするため、小平市子ども・若者計画を前倒しで見直すとともに、(仮称) 小平市こども計画を策定するものである。

2 計画の位置付け

こども基本法第10条第2項を策定根拠とし、市のこども施策を推進する総合的な計画として、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村計画を包含する。

また、計画の策定に当たっては、小平市第四次長期総合計画や、関連する個別計画等と整合性を図る。

3 計画対象期間

令和8年度から令和16年度までの9年間とする。

※小平市子ども・子育て支援事業計画（第三期：令和7年度から令和11年度まで、第四期：令和12年度から令和16年度まで、それぞれ5か年計画）の期間終了に合わせ、次期（仮称）小平市こども計画策定時には2つの計画を統合する。

※小平市子ども・若者計画：平成30年度から令和9年度まで

4 計画策定体制

(1) 小平市青少年問題協議会

市長の附属機関である小平市青少年問題協議会において、計画策定案等についての意見を聴取する。

(2) 市民からの意見・要望の収集

計画の策定に当たっては、(1)による公募市民の参加のほか、こどもに関する意識・実態調査を行うとともに、ワークショップ等の機会を活用し、こども等から意見を聴取する。また、計画の素案の段階において、市民意見公募手続を行い、広く市民の意見を収集するよう努める。

(3) 庁内連携体制

① 庁内検討委員会

庁内関係課で構成する小平市子ども・若者計画庁内検討委員会を、(仮称) 小平市こども計画庁内検討委員会に変更し、計画案を調整する。

② 部会

(仮称) 小平市こども計画庁内検討委員会に部会を置き、関係課職員で編成する。

ア 今年度中に実施するこども・若者に関する実態調査の調査票について、内容を検討し、案を作成する。

イ こども等からの意見聴取の手段等について検討する。

5 計画策定上の留意事項

(1) 市議会への報告

計画策定の進捗状況については、必要に応じて適宜、市議会に対して報告を行う。

(2) 情報の公開

小平市青少年問題協議会は公開とし、会議録及び会議資料等については、終了後速やかに市ホームページ等により公表する。

6 計画策定スケジュール概要

	青少年問題協議会・市民参加等	事務局・庁内
令和6年5月		計画策定の基本方針決定 庁内検討委員会・部会設置
6月	青少年問題協議会①	庁内検討委員会①・部会①
8月	青少年問題協議会②	庁内検討委員会②・部会②
10月	青少年問題協議会③	庁内検討委員会③・部会③
11月	こどもに関する意識・実態調査の実施	
令和7年3月	青少年問題協議会④ こどもに関する意識・実態調査の報告	庁内検討委員会④・部会④ 調査報告書の作成
4月	青少年問題協議会①	庁内検討委員会①・部会①
6月	青少年問題協議会②	庁内検討委員会②・部会②
8月	青少年問題協議会③	庁内検討委員会③・部会③
9月	こども等からの意見聴取	
11月	青少年問題協議会④ パブリックコメントの実施	庁内検討委員会④・部会④
令和8年2月	青少年問題協議会⑤	庁内検討委員会⑤・部会⑤
3月		計画策定、計画書の製本・印刷

※スケジュールについては、計画策定の進捗状況により変更の可能性あり。